

庄原市敬老祝金支給要綱 (平成26年1月28日告示第14号)

最終改正:平成26年1月28日告示第14号

改正内容:平成26年1月28日告示第14号[平成26年4月1日]

○庄原市敬老祝金支給要綱

平成26年1月28日告示第14号

庄原市敬老祝金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者に対してその長寿を祝福し、敬老の意を表するため、敬老祝金(以下「祝金」という。)を支給し、あわせて広く市民が高齢者の福祉についての関心と理解を深めることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 祝金は、毎年9月15日(以下「基準日」という。)現在において市内に住所を有し、その年の3月31日から翌年の3月30日までに100歳に達している者(以下「受給資格者」という。)に対して支給する。

(祝金の額)

第3条 祝金の支給額は、10,000円とする。ただし、受給資格者のうち100歳に達する者については、別に10,000円を支給する。

(支給の特例)

第4条 受給資格者が当該年の9月15日から支給の日までに死亡した場合は、葬祭を行った者に支給することができる。

(支給の方法)

第5条 祝金の支給は、市長又はその代理の者が、祝金の支給を受けることになった者と面会のうえ、直接支給することとする。ただし、その者が口座振替払いを希望する場合は、この限りでない。

(支給停止)

第6条 祝金の支給を受けることになった者が次の各号のいずれかに該当するときは、祝金の支給を停止する。

(1) 受給を辞退したとき。

(2) その他支給することが適当でないと市長が認めたとき。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。